

福岡県公報

平成28年12月2日
第3849号

目次

告示 (第827号 - 第841号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定に関する通知にかわる告示	(農山漁村振興課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の指定の辞退	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課)	6
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
公 告		
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	7
○平成28年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表	(工業保安課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	14
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	15
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保健衛生課)	15
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	15
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	19
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	20
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	20
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	20

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 印刷 総務部行政経営企画課 株式会社 野久

(中小企業振興課) ……………20

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) ……………20

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) ……………21

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………21

雑報

○測量士試験及び測量士補試験の実施 (県土整備総務課) ……………22

告示

福岡県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	山 北 日 田 線	前	うきは市浮羽町小塩3371番1先から うきは市浮羽町小塩3397番先まで	4.6 ～ 15.0	291.8
			前	うきは市浮羽町小塩3371番1先から うきは市浮羽町小塩3394番6先まで	9.0 ～ 43.0	267.0
			後	うきは市浮羽町小塩3371番1先から うきは市浮羽町小塩3394番6先まで	9.0 ～ 43.0	267.0

福岡県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	久留米 基 山 線 筑紫野	筑紫野市むさしヶ丘一丁目1246番26先から 筑紫野市むさしヶ丘二丁目1234番64先まで

福岡県告示第829号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町上横山字落合4514から4517まで、上陽町北川内字葛3049、3051、3061の1、3061の2、3062、3095、字舟木3173の1、3192、3194、3200の1、3363、3364、3371、3390、3392、3394、3400の1、3400の2、3401、3402の1から3402の3まで、3408、3411、3413の1から3413の4まで、3417から3419まで、3428の2、3437の1、3437の2、3442、3483の1から3483の4まで、3485、3486、上陽町久木原字本谷1545の1、1550の1、1557
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第830号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字貫字引尾2923の4、字裏山3831の36
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第831号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
嘉麻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による保安林の指定に関する通知について、当該保安林の所有者の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その要旨を次のように告示する。

なお、当該通知の内容は、平成28年11月18日朝倉市役所に掲示した。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

保安林の所在場所	指定の目的	指定施業要件	所在が不明な者の氏名
朝倉市杷木志波字 烏山2200の1	土砂の流出の 防備	平成28年10月農林水産省 告示第2188号のとおり	笠野 隆文

福岡県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合

を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生384	かわはらだ眼科医院	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1 イオンモール福岡1F	H 28・10・1
柳生125	つつみ内科・皮ふ形成クリニック	柳川市大和町中島字清出494-5	H 28・10・1
粕生歯62	かえで歯科クリニック	糟屋郡粕屋町長者原西四丁目11-5	H 28・9・1
粕生歯63	おがたファミリー歯科	糟屋郡粕屋町大字仲原2714	H 28・10・1
粕生歯64	ふたば歯科こども歯科	糟屋郡粕屋町大字上大隈671-4	H 28・11・1
飯生歯166	でぐち歯科医院	飯塚市大分1584-1	H 28・10・1
嘉麻生歯29	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	H 28・10・1
粕生薬168	タケシタ調剤薬局志免店	糟屋郡志免町別府北一丁目16-11	H 28・11・1
大野生薬82	ちとせ薬局	大野城市下大利一丁目13-8 下大利駅前ビル1F	H 28・11・1
大野生薬83	コウジュ調剤薬局	大野城市東大利二丁目6番37号	H 28・11・1
筑紫生薬32	ハート薬局 那珂川	筑紫郡那珂川町片縄北六丁目3-17	H 28・10・1
朝倉生薬55	ひまわり調剤薬局	朝倉市来春193番地1	H 28・10・1
古生訪5	訪問看護リハビリステーションひまわり	古賀市花鶴丘二丁目8番2号アザレア中野101号	H 28・10・11
古生訪6	あいわ訪問看護ステーション	古賀市天神1丁目13-30	H 28・10・6

福岡県告示第834号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
嘉麻生歯28	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	H 28・9・30
大野生薬50	あおぞら薬局	大野城市下大利一丁目13-8 下大利駅前ビル1F	H 28・9・30
大野生薬61	あおぞら薬局西通店	大野城市下大利一丁目6-29	H 28・9・30
筑紫地生薬26	ハート薬局那珂川	筑紫郡那珂川町片縄北六丁目3-17	H 28・9・30
朝倉生薬20	ひまわり調剤薬局	朝倉市来春1931	H 28・9・30
遠生薬18	有限会社黄明調剤薬局	遠賀郡遠賀町大字今古賀640	H 28・9・30
直生訪9	あべりあ福智の丘訪問看護ステーション	直方市湯野原二丁目15-1	H 28・9・30

福岡県告示第835号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のよ

うに告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ26	石松 潤（九州療養サポ ートセンター大牟田）	大牟田市大字宮崎11 - 2 402号	H 28・10・18
直生マ35	祝 崇之（マッサージ工 房いやし）（マッサージ 工房あんじゅ）	直方市溝堀一丁目5 - 17 田川郡糸田町4063番地2	H 28・10・17
田生マ34	宮當 健一（訪問マッサ ージ サムズアップ）	田川市大字夏吉494番地1	H 28・10・14
像生マ19	須山 潔	宗像市田熊三丁目10 - 3 コー ポエリアル210	H 28・10・4
嘉麻生マ44	柿山 義治（訪問マッサ ージ楽々）	嘉麻市下白井1108 - 24	H 28・10・1
宗遠生マ5	白井 一秋（訪問マッサ ージ和心施術所）	遠賀郡岡垣町大字吉木2004 - 6	H 28・9・1
宗遠生マ6	若鶴 かをる（訪問マッサ ージ和心施術所）	遠賀郡岡垣町大字吉木2004 - 6	H 28・9・1
宗遠生マ7	野中 美穂呂（訪問マッサ ージ和心施術所）	遠賀郡岡垣町大字吉木2004 - 6	H 28・9・1
飯生柔86	阿部 展之（うるの整骨 院）	飯塚市潤野874 - 1	H 28・10・1
飯生柔87	平田 英治（いとうづの 森整骨院 筑穂院）	飯塚市平塚294 - 1	H 28・10・25
田生柔58	馬場 拓宏（Keepスポー ツ整骨院）	田川市大字伊田4968 - 11	H 28・11・1
春生柔55	中村 和人（ゆたか整骨 院 春日本院）	春日市須玖南一丁目27	H 28・11・1
像生柔102	水江 弘太（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13 - 4	H 28・9・26
粕生柔141	桑山 大輝（大きな森の 整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1 - 1	H 28・10・1

直生はき17	祝 崇之（マッサージ工 房いやし）（マッサージ 工房あんじゅ）	直方市溝堀一丁目5 - 17 田川郡糸田町4063番地2	H 28・10・17
大野生はき 8	森山 夏樹（たぐち鍼灸 整骨院）	大野城市下大利一丁目6 - 22	H 28・10・19
粕生はき17	桑山 大輝（大きな森の 鍼灸院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1 - 1	H 28・10・1
粕生はき18	集地 香織（大きな森の 鍼灸院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1 - 1	H 28・10・1

福岡県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生マ31	花田 義博（マッサージ 工房いやし）	直方市溝堀一丁目5 - 17	H 28・10・15
田川生マ55	花田 義博（マッサージ 工房あんじゅ）	田川郡糸田町4063 - 2	H 28・10・15
像生柔91	大川 雄介（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13 - 4	H 28・9・29
粕生柔75	大森 和子（大きな森の 整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1 - 1	H 28・8・31
田川生柔28	奥谷 友章（クローバー 鍼灸整骨院 川崎店）	田川郡川崎町大字田原1147 - 1	H 28・10・1
田川生はき 11	花田 義博（マッサージ 工房あんじゅ）	田川郡糸田町4063 - 2	H 28・10・15

粕生はき9	石川 泰之（大きな森の鍼灸院）	糟屋郡宇美町字美東一丁目1-1	H 28・2・28
-------	-----------------	-----------------	-----------

福岡県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	辞退年月日
飯生柔80	川上 真治（うるの整骨院）	飯塚市潤野1238-30	H 28・9・30

福岡県告示第838号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生柔19	二坂 則生（二坂整骨院）	直方市大字感田527-4	直方市湯野原二丁目2-1	H 27・5・1
飯生柔66	瀧井 政仁（瀧井鍼灸整骨院）	飯塚市柏の森608-19	飯塚市柏の森92-109	H 28・10・3

福岡県告示第839号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
瑞梅寺川水系川原川
- 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 河川管理施設の位置
糸島市波多江字柵49番3地先から
糸島市波多江字柵50番2地先まで
- 管理を行う者の名称及び代表者の氏名
名称 道路管理者 糸島市
代表者 糸島市長 月形 祐二
- 管理の内容
 - 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第840号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 糸島加入区、福岡市西部加入区、福岡市加入区、福岡市東部加入区、新宮相島加入区、福津加入区、神湊加入区、大島加入区、鐘崎加入区、地島加入区、遠賀加入区、岩屋加入区、脇田加入区、藍島加入区、脇之浦加入区、若戸加入区、平松加入区、長浜加入区、門司加入区、新門司加入区、今津加入区、吉田加入区、曾根加入区、荇田町加入区、蓑島加入区、行橋加入区、豊築加入区、宇島加入区、吉富加入区、大川加入区、大野島加入区、上新田加入区、川口加入区、久間田加入区、柳川加入区、浜武加入区、沖端加入区、両開加入区、皿垣開加入区、有明加入区、中島・山門羽瀬加入区、大和加入区、高田加入区、新三浦加入区、三池港加入区

福岡県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般国道	211号	前	嘉麻市牛隈213番3先から 嘉麻市牛隈285番3先まで	6.9 ～ 7.4	124.0
			後	嘉麻市牛隈213番3先から 嘉麻市牛隈285番3先まで	10.0 ～ 11.2	124.0

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成28年12月2日から同年12月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
朝倉筑前都市計画道路3・5・17-2号庄屋町東田線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
朝倉市甘木字貴船、字竹原、字川原及び字村崎、千代丸字畑田、字田中前、字前田、字山雀、字柳及び字深町並びに馬田字琵琶、字牛町及び字尾花の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
朝倉市都市計画課

公告

平成28年度砂利採取業務主任者試験（平成28年11月11日実施）の合格者を次のように発表する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス西浜田店
- (2) 所在地 大牟田市西浜田町17番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス吉田南店
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038-17 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 にしてつストア中間店
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目8番8号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール大牟田
- (2) 所在地 大牟田市岬町3番4 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
うきは市浮羽町浮羽字川原田342番1、342番7及び342番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区清川二丁目13番6号
株式会社九建
代表取締役 安元 伸司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市中央二丁目2765番1、2776番1、2780番1、2781番1、2781番4、2782番3及び2783番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市宮司一丁目10番35号
株式会社グランデポ
代表取締役 小野 大智

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年12月16日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成29年3月1日から平成33年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年1月18日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に平成29年1月10日（火曜日）午後3時00分までに提出して確認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（Fax）092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年12月2日（金曜日）から平成29年1月10日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後3時00分まで）5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

- ア 郵送する場合 平成29年1月17日（火曜日）午後5時00分
イ 電子及び持参する場合 平成29年1月18日（水曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階
福岡県総務部総務事務厚生課入札室

(2) 日時

平成29年1月19日（木曜日）午後2時00分

※紙入札者は平成29年1月19日（木曜日）午後1時45分までに集合すること。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、平成29年1月26日（木曜日）午後2時00分に再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）
 - (4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
4:00 P M on January 18,2017
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年11月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人夢・すすむプロジェクト

(2) 代表者の氏名

山口 志郎

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫郡那珂川町恵子二丁目10番4号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、広く町民に対して町内に伝わる伝統文化、貴重な歴史遺産の継承、支え合う住環境の創造支援の事業を関係する活動団体、地域と一体となって展開、潤いのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年11月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地域生活サポート久留米

(2) 代表者の氏名

戸田 正則

(3) 主たる事務所の所在地
久留米市津福今町499番地25

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者及びその他の地域住民に対して、地域で生活していく上で必要な、個人の尊厳の保持と自立に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あいコスモス

- (2) 代表者の氏名
近藤 義子
- (3) 主たる事務所の所在地
筑後市大字北長田667番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、社会福祉活動や生きがい対策推進に関する事業を行い、社会を明るくし、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋宇久保地801番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市高田五丁目19-1-102
持田 広太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市泊字ヒノクチ161番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市志摩芥屋1149番地
吉村 亜希

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
古賀市	平成25年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	谷山の一部①	平成28年11月18日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
京都府みやこ町	平成24年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	犀川本庄の一部	平成28年11月18日

公告

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成28年11月22日から平成28年12月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年12月16日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年3月1日から平成33年12月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年1月11日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明す

る仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成29年1月5日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-643-3884

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年12月2日（金曜日）から平成28年12月22日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年1月11日（水曜日）午前11時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

平成29年1月11日（水曜日）午前11時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

Leasing and maintenance of network device for use in public schools in Fukuoka Prefecture

(2) Time Limit if Tender :

11:00 AM on January 11, 2017

(3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division, Fukuoka Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan

TEL 092-643-3880

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市全域	平成28年11月18日から 平成29年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第

39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区	平成28年10月17日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字猪野字水願737番7、737番13及び737番15から737番28まで並びに字平原758番11

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区多の津一丁目4番5号

株式会社百田工務店

代表取締役 百田 善太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町片峰一丁目2070番1、2070番3、2071番1、2071番3、2071番4、2072番、2073番1、2075番1、2083番1及び2083番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町片峰二丁目5-1

吉村 豊

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 レガネットマルシェ岡垣

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目1番16号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 福津ショッピングセンター

(2) 所在地 福津市宮司二丁目1番10号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ苅田

(2) 所在地 京都郡苅田町殿川町1-7

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公安委員会

福岡県公安委員会告示第320号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年12月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年1月25日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第321号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年12月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年1月18日（水） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町3丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
平成29年1月19日（木） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成29年1月21日（土） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
平成29年1月23日（月） 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第322号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年12月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年2月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年2月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月2日

国土交通大臣 石井 啓一

平成29年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 平成29年5月21日（日）
午前10時から午後4時まで
（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験 平成28年5月21日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 願書受付期間

平成29年1月5日（木）から1月31日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は1月31日（火）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は1月31日（火）までに必着とする。）

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成29年1月5日（木）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。

- 国土地理院
(〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番)
- 国土地理院北海道地方測量部
(〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎)
- 国土地理院東北地方測量部
(〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎)
- 国土地理院関東地方測量部
(〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎)
- 国土地理院北陸地方測量部
(〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎)
- 国土地理院中部地方測量部
(〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館)
- 国土地理院近畿地方測量部
(〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)
- 国土地理院中国地方測量部
(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)
- 国土地理院四国地方測量部
(〒760-0068 高松市松島町1丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎)
- 国土地理院九州地方測量部
(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎)
- 国土地理院沖縄支所
(〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)
- 各都道府県の土木関係部局の主務課
- 公益社団法人日本測量協会及び各地方支部
(〒113-0001 東京都文京区白山1丁目33番18号 白山NTビル)

(6) 合格発表及び通知

平成29年7月11日(火)国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格

者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院 総務部総務課
TEL 029-864-8214,8248